事案の概要 第 1

第1 事業の概要 1 本件公訴事実の要旨は、「被告人は、税理士として、分離前の相被告人Aの所得税の申告に関与したものであるが、同人と共謀の上、同人の所得税を免れようと企て、同人の平成15年分の実際の総所得金額が3億3785万6947円で、これに対する所得税額が1億2168万2400円であったのに、同人に帰属する事業所得の過半をその妻のB名義で申告してAの所得から除外するとともに、架空の開発費の償却額を計上するなどの方法により、その所得の一部を秘匿した上、平成16年3月12日、所轄甲税務署において、同税務署長に対し、同人の平成15年分の総所得金額が4418万2556円で、これに対する所得税額が1338万9000円である旨の内容虚偽の所得税確定申告書を提出し、そのまま法定納期限を徒過させ、もって不正の行為により、同人の平成15年分の所得税1億829万340円を免れた。」というものである。これに対し、被告人は、事実は異なる旨陳述し、弁護人も、被告人がAと脱税を共謀した事実はなく、被告人は無罪であると主張する。

これに対し、被告無罪であると主張する。

で検討するに Aが平成16年3月12日所轄甲税務署長に対し同人の平成15年分 本件公訴事実のうち、 の総所得金額が4418万2556円で、これに対する所得税額が1338万9000円である旨の所得税確定申告書 (以下「本件申告書」という。)を提出し、そのまま法定納期限を徒過させたこと、また、その際、税理士である被告 人がAの依頼を受けて申告のための事務を行ったことについては、いずれも争いがなく、関係各証拠上も明らかであ また、その際、祝母ユミジであ よく、関係各証拠上も明らかであ

る。また、関係各証拠によれば、Aの平成15年分の所得に関して、以下の事実が認められる。 (1) Aは、平成10年6月にタイに渡航した際、食べると豊胸効果があると現地で言われているプエラリア・ミリフィカという学名のイモが同国内に存在することを知り、これを丙町の特産品として売り出そうと考え、以後、何度かタイに出向いたり、現地在住者をエージェントとして使うなどしてプエラリア・ミリフィカに関する調査を進めた上、 丙町内での栽培と加工に成功し、平成12年5月、その乾燥粉末を「夢美人」という商品名で売り出すとともに、販売 元として妻母を組合長とする丙町特産物市場組合(以下「組合」という。)を立ち上げたが、その実質的な経営は自ら が行っていた

内での数日を加工に成功に、一板、でいる技術のである。)を受賞的な経営は自らが行っていた。
「夢美人」は、当初売上が伸びなかったものの、平成15年1月、テレビの全国放送番組で取り上げられたのを契機として爆発的に売れ出し、組合の口座に多額の売上金が入金されるようになったため、Aは、これを次々と引き出し、その一部を借入金の返済・自宅の改装・自動事の職人等に費消した。
「夢美人」の売上が伸びてきたため、Aは、税務署から、組合の法人税の申告が必要であるとの指摘を受け、被告人に事務を依頼して組合の法人税申告をすることにしたが、平成15年10月期の次半を組合のBに対するロイサーに組合の国を対するロイサーディーやBに対する資与などとして処理することにした。
(3) 「夢美人」の売上が伸びてきたため、Aは、税務署から、現代15年10月期の次半を組合のBに対するロイサーに組合の法人税の申告をすることにしたが、平成15年10月期の次半を組合のBに対するロイサーに組合の法人税の申告が必要であるとの指摘を受け、被告人に事務を依頼して組合の法人税が書のについて、被告人と相談し、その大学を組合の日に対するロイサーディーやBに対する資与などとして処理することにした。
(3) 「赤だ、大きも、とのままではBらに多額の所得税が課されることはなため、Aがタイでプエラリア・シリフィカを入手し、「多美人」として商品化するまでに要した費用を必要経費とすることにより税負担を軽減できないかと考え、甲税券署の担当官に相談した。そこで、の費用を税務当局に必要経費(繰延資産)として認めてもらうには領収書が必要であることを認識した。そこで、Aは、名明を投資を費を費とすることに記めてもらうには領収書が必要であることを認識した。そこの表別を投資を発費して自分が発達して、お付金の場では、いずれも1998年(平成10年)月以前のものであって日本に持ち帰り、被告人に渡して一本代金の目付は、いずれも1998年(平成10年)月以前のものであった。
(4) その後、被告人は、本件領収書とAの説明を基定、「夢美人」の商品開発のためにタイ及び日本国内で要しいては1億2986万円余り、B分については3億279万円余りとはAととした金額の507円でいたことか。本件申告書においては、組合の法人税申告において目に対対をを名からに入代金とした金額の507円です。名額を開発を情知(実際のの記載は「開発費消却」)額額を用かるをとした金額の507円です。イモンの前の全を指数を開発を開発を行いたのは、本件申告書の作成にあたって、いずれも領収書等による表しのを終めに行っていたのは、BではなくAによるものであり、その収入に対するその他の経費として「旅費交通費」を持つであるから、日本に対して発達していたたかのと認めるのが相当である。また、Aがプエラリア・ミリフィーの商品出しためのの調査等に着すべて安空のものであるるととであるたら、同年1月以下のの日の時であるから、同年1月以下の可とのでありましていた。本ののよいでは対するである。として、Aの収入に対するその他の経費として計上された様であるのこれに対する所得税額の第定に関するを等の表付けがない以上、これに対するを得なのこれに対するを得なのまました。

以上の事実並びに財務事務官作成のAの総所得額の認定及びこれに対する所得税額の算定に関する査察官調査書によれば、本件公訴事実にかかるAによる所得税のほ脱の事実を認めることができる。 4 そうすると、本件の争点は、被告人がAと本件公訴事実にかかる所得税のほ脱を共謀したか否かということにな

第2 争点に関する判断

- 関係各証拠によれば、被告人が本件申告書を作成するに至った経過等について、前記認定事実に加え、以下の事 実が認められる。
- Aとも知り合
- が認められる。 (1) 被告人は、かつて20年以上前、Aの父が経営していた会社の顧問税理士をしていたことから、Aとも知り合 A自身の経営する会社についても、税務相談に応じたり、決算や法人税の申告を代行するようになった。 ただ、Aは、平成3年ころから乙木材株式会社という材木の伐採や販売をする会社を経営していたものの、同 は、決算上平成5年3月期及び平成8年3月期を除いて赤字続きであった上、全期を通じて法人税を納めたことがな 商法公正に伴う最低資本金不足により法定解散となった平成9年ころには、すでに1億5000万円近い負債を抱 えたまま休眠状態にあった
- (2) 被告人は、平成15年3月ころ、事務員を通じて、Aより、税務署に提出する組合の収益事業開始届の作成を 依頼されたことから、Aが平成12年11月から組合という形で事業を始めていたことを知り、その後、同人と直接会

って、その事業内容が、タイ原産のイモを粉末にした食品を「夢美人」という商品名で丙町の特産品として販売するというものであることを聞いた。そして、被告人は、Aから、組合の設立以来の法人税申告の事務を依頼されたため、組合から出させた資料を基に振替伝票及び総勘定元帳を作成し、平成15年5月ころ、甲税務署に組合の平成13年15人税の申告の準備に入った。その過程で、被告人は、Aが組合の理から多額の出金をしていること知ったが、被告人成の申告の準備に入った。その過程で、被告人は、Aが組合の理から多額の出金をしていること知ったが、被告人間いていたAの言い分としては、「夢美人」は、自分が長年苦労して見つけたイモを丙に取り寄せて栽培に成功した。 (3) 被告人は、組合の平成15年10月期の決算及び法人税申告を行うにあたって、Aに対し、同人やBに対しの協いにかたのであるから、その販売による儲けの大部分は自分がもらって当然というものであった。 (3) 被告人は、組合の平成15年10月期の決算及び法人税申告を行うにあたって、Aに対し、同人やBに対し多額の所得税が課されることを説明したところ、Aから、タイでイモを入手し、丙町で商品化するために1億円から2億円を使ったという話を聞いたが、領収書はないとのことであった。ところが、被告人は、知のとおり、Aは、タイに渡り、数日のうちに本件領収書を持って帰国し、被告人に手渡した。しかも、その合計金額は、日本円で約3億7000万円になり、前にAから聞いていた金額とかなり開きがあった。ところ、その直後、前記のとおり、Aは、タイに渡り、数日のうちに本件領収書をなった帰還といういかがわけるにより、日本日で約3億7000万円になり、前にAから聞いていた金額とかなり開きがあった。また、その日付は、1992年3月から1998年1月までのものであり、名宛人も7割程度がBになっていた上、中には「UNDER TABLE」といういかがわせい金銭授受をうかがわせる記載もあった。また、その日付の違いにもかからず、用紙の経年度合い及び手書を部分の筆跡が各種類毎にほぼ同じであり、それぞれ同一機会に作成されたまた、被告人は、本件領収書及びAの説明から整理又は推計した開発費について、将来、税務調査を受けた際、必要経費として計上する償却額は開発費総額の50パーセント相当額に留めることにした。 (4) 被告人は、本内領収書及びAの説明から整理又は推計した開発費について、将来、税務調査を受けた際、必要経費として計上する償却額は開発費総額の50パーセント相当額に留めることにした。 (4) 被告人は、A又は組合より、平成15年4月11日から平成16年8月7日までの間に、6回にわたり1回につき10万円とは20万円を現金又は回座振込の方法で率付取って約10万円の手口とたる 同人やBに対し多

・ (4) 被告人は、A又は組合より、平成15年4月11日から平成16年8月7日までの間に、6回にわたり1回につき100万円又は200万円を現金又は口座振込の方法で受け取っており、その合計は700万円となる。 他方、被告人が、本件当時、税理士として受け取る顧問料は、1件あたり高くても年間150万円程度であっ 6回にわたり1回に

い上のような被告人が本件申告書を作成するに至った経過等に関する事実を総合すると、被告人が、本件申告書提出時において、組合が「夢美人」の販売による売上金の中から仕入代金の名目でBに対し支払ったとされるものは、実質的には全額Aに帰属するものであること、本件領収書は虚偽を記載したものであり、これを前提として算出した開発費はすべて架空のものであること、Aの収入に対するその他の経費として計上された旅費交通費、接待交際費及び雑費がいずれも支出実体がないものとして本来経費として計上できないものであることを認識していたものと一応疑うこ とができる。

発費はすべて架空のものであることとで表し、 を表すいできる。 2 次に、 Aの 供述状況について見るに、 同人の検索官に対する供述調書には、 上記を公社の経費として能してきた。 2 次に、 Aの 供述状況について見るに、 同人の検索官に対する供述調書には、 上記を公社の経費として能してきた。 2 次に、 Aの 供述状況について見るに、 同人の検索官に対する供述調書には、 上記を公社の経験に関する共謀状況に関すし、そのといるは、 1 を見した。 2 次に、 Aの 供述状況について見るに、 同人の検索官に対する供述調書には、 上記を公社の経験に関する共謀状況に関すし、そのといるは、 1 を見した。 2 次に、 Bの 特別であるまと、 2 次に、 Bの 特別である法とを認識した。 2 次に、 Bの 特別である法とをでは、 2 次に、 Bの 特別である法とをでは、 2 次に、 Bの 特別である法とをでは、 2 次に、 Bの 特別では、 2 次に、 Bの 特別では、 2 次に、 Bの 特別では、 2 次に、 2 次

(2) 開発費について ア 前記認定のAI

前記認定のAによる「夢美人」の開発に要した費用額に関する当初の説明と本件領収書に記載されていた金 額合計の食い違い,短期間で本件領収書が用意された状況,本件領収書の記載内容及び体裁などからすると,被告人に

「夢美人」の開発で億単位の費用を要したとするAの説明や本件領収書の信憑性について疑念を抱くのが自 おいても、「夢美人」の開発で億単位の質用を要したとするAの説明や本件領収書の信徳性について疑念を抱くのか自然であるし、本件領収書の日付が1992年(平成4年)から1998年(平成10年)にかけてのものであったことからすれば、その時期、前記のとおりほとんど赤字続きで法人税を全く納めたことのない乙木材株式会社の決算や法人税申告の事務をしていた被告人としては、その経営者であったAが本件領収書にあるような多額の資金を実際に調達できたかについて疑念を抱いてもおかしくない立場にあったといえる。したがって、Aの説明や本件領収書についていささかの疑念も抱かなかったかのようにいう被告人の公判供述は信用することができない。

イ しかしながら、証拠上、Aが被告人に対し本件領収書が虚偽のものであることを明示的に伝えた事実は認められない上、本件領収書は、日本国内で作成されたものではなく、まがりなりにも、Aが大会を使ったというタイから持

るともいえる。

からすると、今後の社会活 野に入れなければならない。

またこれがはいればはない。 そして、Aの上記証言内容のうち、被告人が本件領収書の金額をA分とB分とで3対7の割合になるよう指示したとする点について、Aはそのような話は平成15年6月からしていたと証言するが、その時点では、組合の決算時期は未到来であり、AやBの事業収入の前提となった売上金の引出分については、その決算上の処理方法はもちろん金額さえも確定していなかったのであり、しかも、その後の組合の法人税申告においても、名目上振り分けられたAとBに対する支払額の割合は10対62であったことからすると、Aの証言のうちこの部分は客観的事実に反し不合理と いうほかない。

いりばかない。 また、被告人が本件領収書の日付を10年前まで遡らせたとする点も、Aのタイにおけるプエラリア・ミリフィカの調査・開発時期について、同人から話がないにもかかわらず、被告人が勝手に決めつけた上、Aもこれに従ったというのはいかにも不自然であるのに対し、Aから「夢美人」の商品開発に10年を要したと言われていたとする被告人の公判供述はにわかに排斥できない。 さらに、その他の部分でも、Aが被告人に対しタイのエージェントに年平均500万円を支払っていたと説明したか否かについて、Aは、捜査段階ではその旨述べているにもかかわらず(乙5の同意部分)、公判証言ではこれを否定しており、その供述内容が矛盾している。 加えて、Aは、本件が税務当局に発覚した後、被告人に対し、1億3000万円をタイに持参して支払をしたなどと虚偽の事実を述べている。

このような証拠状況に加え、本件申告書におけるAの収入額、上記各経費の費目及び計上金額を勘案すると、これらについては、被告人において、裏付けを偽装して所得税のほ脱を図ろうとしたというよりも、とりあえず抽象的にではあるが支払が推測される範囲の必要経費として計上しつつ、最終的には税務当局の判断に委ねる趣旨であった可能性も否定できず、この点について虚偽の認識があったと決め付けることはできない。 第3 結論

神戸地方裁判所第4刑事部

裁判官 佐茂 剛